

総務部

# 押印の見直し等に係る危険物保安技術協会 規程・細則に関する一部改正について

#### 1 はじめに

危険物保安技術協会(以下「協会」という。)では、押印の見直し等に係る協会規程・細則の一部改正を行い、令和3年12月1日から施行します。

改正では、規程・細則で定められた各様式における申請者等の押印について不要とし、様式中の「印」を削除することとしました。以下、この改正について御紹介します。

## 2 押印の見直し等に関する事項について

#### (1) 改正の背景

行政サービス等におけるデジタル化の推進に対応すべく、「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、各府省庁に対し、所管する行政手続きのうち、法令等により、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続きを求めているものについて見直しを行い、法令、告示、通達等の改正を行うといった制度的対応が求められました。

その後、総務省消防庁から「消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続きのオンライン化について(通知)」(令和2年12月25日消防総第812号、消防庁次長通知、各都道府県知事・各指定都市市長あて)が発出され、書面規制、押印、対面規制の見直しに係る留意事項が示されるとともに、同日、消防関係法令に規定されている各様式中の押印を不要とする改正規定が施行されたところです。

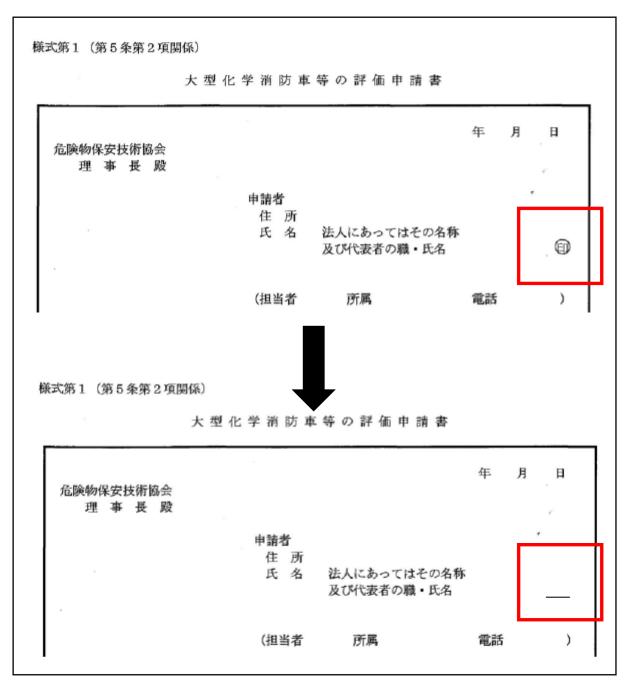
また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定(令和3年9月28日変更))においても、事業者における在宅勤務(テレワーク)等、人との接触を低減する取組等が引き続き求められているところです。

今般、協会においても事務の電子化推進や新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対応すべく、所要の改正を行うこととしました。

### (2) 改正規程・細則の概要

今般の改正では、規程・細則で定められた各様式における申請者等の押印について不要とし、様式中の「印」を削除しました。これは、様式のみに押印欄がある手続きは、基本的に押印を求める積極的意味合いが小さいと考えられると判断したものです。

また、元号を改める政令(平成31年政令第143号)が令和元年5月1日に施行されたことに伴う元号表記の見直しや、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の一部改正に伴い(令和元年7月1日施行)、工業標準化法(昭和24年法律第185号)の法律名が産業標準化法に、また、日本工業規格(JIS)の名称が日本産業規格(JIS)に改められたことを踏まえた所要の改正も行いました。



## 3 おわりに

ここまで、今般の押印の見直し等に係る協会規程・細則の一部改正の内容について御紹介しました。関係各所の皆様におかれましては、改正規程・細則が施行となる令和3年12月1日以降は新様式をご使用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

今般、押印欄を削除した様式については、協会HPに順次掲載していきます。

URL: http://www.khk-syoubou.or.jp/guide/download.html

